

「竹島問題に関する学習」の推進検討部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 「竹島問題に関する学習」の更なる推進に向けた検討を目的として、第4期島根県竹島問題研究会（以下「研究会」という。）設置要綱第5条第1項に基づき、「竹島問題に関する学習」の推進検討部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 部会は、次期学習指導要領を踏まえ、「竹島問題に関する学習」の推進に係る主に次に掲げる事項を検討し、その結果を研究会に報告する。

- (1) 小中高一貫した学習の検討
- (2) 小中高の副教材の検討

（組織）

第3条 部会の委員は別添のとおりとする。

（庶務）

第4条 部会の庶務は、総務部総務課において行う。

（その他の事項）

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(別添)

委員

〈研究会委員〉

伊藤由実子

佐々木 茂

曾田 和彦

吉田 貴弘

〈専門委員〉

知事が委嘱